

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年8月27日

分任支出負担行為担当官代理

滋賀森林管理署 次長 増成 直樹

1 競争入札に付する事項

- (1)事業名 伊崎国有林境界検測事業
- (2)事業量 「閲覧図書」のとおりに
- (3)事業場所 滋賀県近江八幡市白王町 伊崎国有林
- (4)事業期間 自 契約締結の日の翌日
至 令和9年2月26日まで
- (5)成果品納入場所 滋賀森林管理署
- (6)本案件は、電子調達システムを利用して入札に参加することが可能である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2)予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3)令和7・8・9年度全省庁統一資格(以下「全省庁統一資格」という。)の「役務の提供等」(「調査・研究」)を有し、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において、「近畿」を選択しており、それを証明する書類を提出できる者であること。

又は、近畿中国森林管理局における令和7・8年度に係る林野庁競争参加有資格者名簿「測量・建設コンサルタント等」のうち「測量」若しくは「土地家屋調査」に登録されており、それを証明する書類を提出できる者であること。

- (4)測量法(昭和24年法律第188号)第55条に定める事業者としての登録を受けており、公共測量の経験のある測量士を有すること。また、その登録を証明する書類を提出できる者であること。
- (5)平成23年4月1日から令和8年3月31日までの間に、次に示すいずれかの業務を元請けとして実施した実績があり、その実績を証明する書類(契約書、請書、注文書、完了通知書又はこれに代わる証明書)を提出できる者であること。

ア 測量法第5条で規定する公共測量であって、イと同種の業務。

イ 林野庁測定規程(令和8年3月31日付け7林国業第259号)に基づく境界測量又は境界検測
上記ア・イいずれかを証明する書類を提出すること。

- (6)ア 次に掲げる技術者を本業務に配置できること。

(ア) 主任技術者

上記2(5)の業務の経験がある測量士で、かつ、1表に掲げる技術者のうち、「主任技師」に該当する者で測量技術上の管理を行うことができる者。

(イ) 現場代理人

1 表に掲げる技術者のうち、「助手」を除くいずれかに該当する者で、本業務の現場に常駐し、発注者又は監督職員の指示に従い、事業現場での実施に関する一切の事項を処理できる者。

イ 主任技術者は現場代理人を兼任することができる。

ウ 主任技術者及び現場代理人として配置を予定する者については、次に掲げる書類を提出すること。

(ア) 測量士等の資格証明書

(イ) 1 表の実務経験を証明するもの(次の①・②のいずれかを提出)

- ① 契約書、請書、発注者が発行した履行(完成)通知書等の写し
- ② 配置予定者が、上記①の事業に従事していたことが確認できるもの。

なお、②について証明する書類等の提出が困難な場合、所属する事業所等の代表者が証明する作業経歴書をそれに代えることができる。(任意様式)

1 表

技術者の名称及び資格区分

技術者の名称	資 格 区 分
主任技師	現在測量士で測量に関し測量士又は測量士補として 14 年以上の実務経験を有する者
技 師	現在測量士で測量に関し測量士若しくは測量士補として 9 年以上の実務経験を有する者、又は測定業務において測量に関し 15 年以上の実務経験を有する者
技 師 補	現在測量士で測量に関し測量士若しくは測量士補として 1 年以上の実務経験を有する者、現在測量士補で測量に関し測量士補として 3 年以上の実務経験を有する者、又は測定業務において測量に関し 8 年以上の実務経験を有する者
助 手	主任技師、技師、技師補以外の測量技術者

(7) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止をうけている期間中でないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

(9) 電子調達システムによる場合は、電子認証(IC カード)を取得していること。

3 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時等

(1)場 所 〒520-2134 滋賀県大津市瀬田 3-40-18

滋賀森林管理署 総務グループ

(2)日 時 令和8年8月27日(木)から令和8年9月29日(火)9時00分から17時00分

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。)

(3)その他 資料は無料である。

入札説明書及び閲覧図書はインターネットの近畿中国森林管理局ホームページ(<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/tender.html>)からダウンロードすること。

なお、ダウンロードが不可能な場合は、電子データで交付するのでデータを記録することができる記録媒体(CD-R、CD-RWに限る。)を持参し窓口で申し出ること。入札説明書及び閲覧図書の郵送での配布はしない。

4 競争参加資格の確認

競争参加資格を有することを証明するため、上記2(3)から(6)の書類を分任支出負担行為担当官が審査し、要求を満たした者を最終的に本競争に参加させる者とする。

なお、要求を満たしていない者には、令和8年9月24日(木)17時00分までにその旨を電子調達システム、電話又は文書により連絡する。

5 競争参加資格確認書類等の提出場所及び提出期限等

(1)電子調達システムで参加する場合

ア 提出方法：電子調達システムで送信すること。

ファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・圧縮ファイル LZH 形式

イ 提出期間：令和8年8月28日(金)9時00分から令和8年9月10日(木)17時00分まで。
(ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。)

(2)紙入札方式で参加する場合

ア 提出方法：原則として電子メールにより提出するものとし、ウのメールアドレスにイの提出期間内に必着とする(持参、郵送による提出も可)。

なお、提出した申請書等の差替え又は追加がある場合は、イの提出期間内における再提出は受け付ける。

イ 提出期間：令和8年8月28日(金)9時00分から令和8年9月10日(木)17時00分まで。
(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。)

ウ 提出場所：〒520-2134 滋賀県大津市瀬田 3-40-18

滋賀森林管理署 総務グループ

電話：050-3160-6115

メールアドレス：nyusatsu_shiga@maff.go.jp

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載(電子調達システムによる場合は、システムに入力)し、入札金額内訳書と併せて提出すること。

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 電子調達システムで参加する場合

ア 入札の日時

令和8年9月25日(金)9時00分から令和8年9月30日(金)15時00分までに入札金額の送信を行うこと。その際、入札金額内訳書を添付すること。

イ 開札の場所及び日時

・場 所：滋賀森林管理署 大会議室

・日 時：令和8年9月30日(水)15時00分入札締切後、即時開札とする。

(2) 紙入札で参加する場合

ア 入札の場所及び日時

・場 所：滋賀森林管理署 大会議室

・日 時：令和8年9月30日(水)15時00分入札開始

イ 開札の場所及び日時

7(1)イと同様

なお、郵便入札を行うときは、令和8年9月29日(火)の17時00分までに入札書が上記5(2)のウに示す場所に到着するように、書留郵便(一般書留又は簡易書留に限る)で差し出すこと。また、郵便による入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和8年9月30日開札、伊崎国有林境界検測事業の入札書在中」と朱書きした上で外封筒に入れること。なお、外封筒の封皮にも「令和8年9月30日開札、伊崎国有林境界検測事業の入札書在中」と朱書きすること。ただし、再度の入札は引き続き行うので、郵便入札を行った場合は、再度の入札に参加できない。

8 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札保証金及び契約保証金

免除する。

10 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

12 その他

- (1) 契約書における支払遅延利息は、契約日において適用される財務省告示「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に規定する利率とする。
- (2) 本公告に記載なき事項は入札説明書による。
- (3) 受注者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、近畿中国森林管理局ホームページ「発注者綱紀保対策」
(https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki_hoji/index.html) をご覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。